



「1 本 籍

2 住 所

3 氏 名

4 生年月日

を

「本籍地都道府県名 (国籍)		
住所		
ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
旧姓併記の希望	有 ・ 無	
ふりがな	(氏)	(名)
通称名		
通称名併記の希望	有 ・ 無	
生年月日		

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「旧姓併記の希望」及び「通称名併記の希望」の欄は、該当するものを

○で囲むこと。

様式第10号中 「富山県収  
入証紙ち  
よう付欄」 を 「富山県収  
入証紙貼  
付欄」 に、

「1 本 籍

2 住 所

3 氏名

4 生年月日

5 登録番号

6 再交付の理由

を

「本籍地都道府県名 (国籍)		
住所		
ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
旧姓併記の希望	有 ・ 無	
ふりがな	(氏)	(名)
通称名		
通称名併記の希望	有 ・ 無	
生年月日		
登録番号		
再交付の理由		

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「旧姓併記の希望」及び「通称名併記の希望」の欄は、該当するものを  
○で囲むこと。

様式第11号中 「富山県収  
入証紙ち  
よう付欄」 を 「富山県収  
入証紙貼  
付欄」 に、

区分	新	旧
1 本籍		
2 氏名		
3 変更理由		

を

区分	変更前		変更後	
本籍地都道府県名 (国籍)				
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏名				
	(旧姓)		(旧姓)	
旧姓併記の希望			有 ・ 無	
ふりがな			(氏)	(名)
通称名				
通称名併記の希望			有 ・ 無	
変更の理由				

に

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「旧姓併記の希望」及び「通称名併記の希望」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県クリーニング業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第7号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（利用の承認申請等）」に改め、同条中「別記様式2）を」の次に「、デザインセンターに指導を依頼しようとする者は指導依頼書（別記様式3）を」を加える。

第4条の見出しを「（使用料等の額）」に改め、同条中「額は、」を「額は」に改め、「まで」の次に「、同条の規定による手数料の額は別表4」を加える。

第5条第2項中「前項第1号」を「同項第1号」に、「おいて」を「おける」に、「の利用」を「の利用及びデザインセンターに対する指導の依頼」に、「供する」を「供し、及びデザインセンターに指導を行わせる」に改める。

別記様式2の次に次の1様式を加える。

## 別記様式3（第2条関係）

## 指導依頼書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

富山県総合デザインセンター条例第4条第1項の規定により、指導を次のとおり依頼します。

依頼の内容		
県内の事務所 又は事業所	所在地	
	名 称	
	電話番号	
その他必要な事項		

備考 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入すること。



## 別記様式（第2条関係）

## 入院申込書（兼誓約書）

年 月 日

富山県立中央病院長 殿

貴院への入院に際して、下記を含めた院内の諸規則を遵守することを確約します。  
万一、各種規則に違反したとき又は他の患者さんの迷惑になると判断されたときは、貴院の指示に従い即時退院することを了承し、いかなる場合も、貴院にご迷惑をおかけしない事を申込者、連帯保証人、身元引受人と連署のうえ、誓約します。

## 記

- 1 入院料その他の諸費用については、本人又は申込者が指定の期日までに全額を支払います。
- 2 本人の身元については、身元引受人において一切引き受けます。
- 3 退院を指示された場合は、指定の期日に身元引受人の責任において引き受けます。
- 4 貴院から指示された書類、証明書等は、指定の期日までに提出します。
- 5 療養の給付と直接関係のないサービス等（病衣、紙おむつ、診断書等）については、自己負担として承諾します。

中央病棟 A  
中央病棟 B 南  
科 先端医療棟 階 北 号室 入院 年 月 日

患者			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
現住所			
電話(自宅)	電話(携帯)		
勤務先名	電話(勤務先)		

申込者			
フリガナ			患者との関係
氏名			
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
現住所			
電話(自宅)	電話(携帯)		
勤務先名	電話(勤務先)		

※患者と申込者が同一の場合は、申込者欄の記載は氏名のみで、他は省略できます。

※患者が未成年者又は成年被後見人であるときは、その法定代理人が記入してください。



連帯保証人		(記入日) 年 月 日	
私は、裏面記載の患者が、本入院申込書に基づく入院に関して、貴病院に負担する一切の債務につき、本人及び申込者と連帯して、極度額（上限額） 万円の範囲内で、その支払いの責任を負います。			
フリガナ		患者との関係	
氏 名	(※ 連帯保証人本人が自署してください。)		
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
現 住 所			
電話（自宅）		電話（携 帯）	
勤務先名		電話（勤務先）	

※連帯保証人は、原則として同居以外の保証能力のある方をお願いします。

※極度額とは、この入院にかかる費用のうち、連帯保証人が支払の責任を負う金額の上限額をいいます。

身元引受人		(記入日) 年 月 日	
フリガナ		患者との関係	
氏 名			
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
現 住 所			
電話（自宅）		電話（携 帯）	
勤務先名		電話（勤務先）	

※身元引受人と申込者又は連帯保証人が同一の場合は、氏名のみで、他は省略できます。

## 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(医務課)

## 富山県告示第115号

新規土地改良事業施行の認可について

高岡市土地改良区から申請のあった立野地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和3年2月25日認可した。

令和3年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県告示第116号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和3年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和3年3月31日	1650200247	社会福祉法人くるみ	高岡市佐野548番地2	キッズサポートらら・こぼん	高岡市佐野548番地2

## 富山県告示第117号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和3年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和3年3月31日	1610800045	社会福祉法人手をつなぐとなみ野	小矢部市綾子5598番地	障害福祉サービス事業所 砺波事業所	砺波市三郎丸 184番地 1

## 富山県告示第118号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センター小矢部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 河川の名称  
一級河川小矢部川水系黒石川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
小矢部市地崎 195番地先から 200番地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
氏名 道路管理者 小矢部市





為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市片口高場128番1			射水市片口高場343番地	高嶋 克樹
滑川市魚躬字中田252番1外15筆、256番1地先及び281番1地先	同 左	水 路 緑 地	富山市新庄本町二丁目2番43号	株式会社サンビック富山

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達物品等の名称及び数量

電子複写機による複写サービス 3区分(D～Fランク) 各一式

##### (2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

##### (3) 契約期間

令和3年7月1日から令和7年6月30日まで（48箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

##### (4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和3年3月17日から同年4月9日までの間（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 応札仕様書等の提出期限

令和3年4月16日（金） 午後5時15分

- (4) 郵便による入札書の受領期限

令和3年4月23日（金） 午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、

受領期限内必着とする。)

## 5 入札・開札の日時、場所等

### (1) 開札の日時

Dランク 令和3年4月26日(月) 午前10時00分

Eランク 令和3年4月26日(月) 午前10時15分

Fランク 令和3年4月26日(月) 午前10時30分

### (2) 開札の場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

入札書は様式1～3によるものとし、入札金額は、各項目の1枚当たりの単価に基準枚数を乗じた価額の総価を記載すること。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で



---

最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
  - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
  - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

